

200901024A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

Health Impact Assessmentに関する包括的研究

（課題番号H18-政策-若手-005）

平成19年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 藤野 善久

平成20（2008）年 3月

目次

研究要旨	2
I. 総括研究報告	
環境アセスメント、戦略的環境アセスメントと Health Impact Assessment の 統合に関する考察	7
Health Impact Assessment の企業活動への応用に関する考察	14
II. 分担研究報告	
1) 環境影響評価と Health Impact Assessment	
環境影響評価、戦略的環境影響評価における「社会的健康規定要因」の取 り扱いに関する事例検討	21
戦略的環境アセスメントにおける健康関連評価項目	27
計画段階環境アセスメントにおける健康関連評価項目	36
資料 1：戦略的環境影響評価 SEA と健康影響評価－欧州における取り組み の紹介	43
資料 2：戦略的環境アセスメントにおける健康に関する指針草稿	53
2) Health Impact Assessment の企業活動への応用	93
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	167
IV. 研究成果の刊行物・別刷	167

Health Impact Assessmentに関する包括的研究

（課題番号H18-政策-若手-005）

主任研究者 藤野 善久 産業医科大学 医学部 准教授

研究要旨：

初年度において、Health Impact Assessmentに関する包括的な概念を整理し、また海外事例の調査を実施した。本年度は、1)環境影響評価、戦略的環境影響評価における健康影響の取り扱いに関する調査、2)HIAの企業活動への応用についての実践的試行研究を実施した。

1)環境影響評価、戦略的環境影響評価における健康影響の取り扱いに関する調査

環境影響評価、戦略的環境影響評価における健康影響の取り扱いに関する調査では、HIAと関連が深い環境影響評価、および戦略的環境影響評価において、健康影響がどのように扱われているのか、またHIAを環境政策において実施する場合の現状と課題を各種資料の分析を通じて実施した。環境影響評価とHIAは概念、手続きに多くの共通点が備わっていた。また多くの国や国際的な指針において、環境影響評価とHIAの統合に向けた取り組みが行われていた。しかしながら、現時点では、環境影響評価とHIAを同じ効力で実施できるような枠組みは存在せず、将来に向けた課題が明確になった。

- 環境影響評価、SEAおよびHIAでは共通の概念を有しているものの、法的実施義務に基づいて実施される環境影響評価と、そうでないHIAでは実際の効力において大きな違いがある。
- 多くの国において、EIAでは法的根拠を有するのが通常である。一方で、HIAに法的根拠があることは少ない。英国やタイなど一部の国においては、HIAに法的根拠を持たず例も見られた。
- EIAにおいて、健康影響の評価の実施が要求されているが、実際は、その内容は非常に限定的である。
- HIAの根拠として、「欧州共同体アムステルダム条約」、「エスココンベンション」、「環境影響アセスメントに関する欧州ディレクティブ」などが、EIAにおける人間の健康保護の実行理由として強調されている。
- 海外の事例において、環境アセスメントの一部としてHIAが実施されている例が確認された。
- 国内における環境アセスメント事例を対象に、健康影響を拡張したHIAを実施することは、現時点では制度的に困難であるとの認識が研究班の一致した意見として示された。

2)HIAの企業活動への応用についての実践的試行研究

国内におけるHIAの実践応用が可能な分野として期待される企業活動に焦点を当て、実践的なスクリーニングツールを作成し、事業所閉鎖事例、海外工場開設事例、再雇

用制度事例において担当者らを交えたパイロットスタディを実施した。従来の産業保健や環境衛生の問題だけではなく、経営戦略、組織形態、事業所設置場所、人事労務制度、および福利厚生に至るまで、企業活動の多くが労働者、家族、住民に健康影響を与えることが示唆され、HIAが利用できる分野として適していると考えられた。開発したスクリーニングツールを活用することで、企業活動について、担当者と保健医療スタッフとの間で情報交換、意思疎通が促進される効果が確認された。

考察

HIAと環境影響評価もしくは戦略的環境影響評価の統合は国際的に重要な争点となっていることが各種資料を通じて示された。健康保護の原則はEIAにおいて確立しているものの、実際には健康に関する言及はほとんどなく、広い範囲での健康規定要因は見逃されてきた。EIAの視点は、大気環境、水質環境、土壌汚染といった生物物理学的な環境影響評価に限定されており、HIAが対象とする社会的、経済的、文化的要因を媒介する広範な健康規定要因は含まれていない。このため、現在の環境影響評価のシステムにおいては、広範囲の健康規定要因を扱うメカニズムは確立されていない。エスココンベンションにおける、戦略的環境アセスメントの新しいプロトコール開発は、環境影響評価に広範囲の健康規定要因を取り込むための機会として扱われた。このように国際的争点となっているなかで、国内において環境アセスメントとHIAを共通の認識で議論する場は現時点では少なく、今後、環境分野の専門家らとの共同研究がより一層必要である。また、実際の環境アセスメントの事例において、HIAが対象とする健康影響を試行的に取り組む機会も得ることが困

難であった。この理由として、現行の環境アセスメントは、環境影響評価法に基づいて事業者が許認可のために実施するという現実的な側面がある。従って、事業者にとって余計な負担となり兼ねない広範囲な健康影響の評価は敬遠される傾向があった。

HIAの企業活動への試行事業においては、開発したスクリーニングツールにより、企業の人事・労務などの担当者および保健医療スタッフなどが共通の認識の中で、広範囲な健康影響を整理することに有効であった。また、保健医療スタッフの多くは、これまで産業保健の対象とされなかった企業活動に、健康面から関わる事が可能になるということで好意的に受け止められた。これは、利害関係者間の意思疎通を促すというHIAの理念とも合致するものである。現時点では、このスクリーニングツールによって、実際に企業の活動方針に影響を与えるような事例研究までは実施できておらず、今後の課題である。また、国内においてHIAの実践が現時点において可能な分野として、企業活動を取り上げたが、今後の国内におけるHIAの検討を進めていく上での突破口と成り得ると考えられた。

研究班からの提言

- HIAとEIAの統合については国際的な議論の経緯を追従しながら国内でも議論を進める必要がある。
- 一方で、HIAを環境分野から発展させることは、現状では様々なバリアーがあり、議論の進展は困難であると予想される。従って、環境分野以外のHIAの枠組みを進める必要がある。特に、健康担当部局以外の政策・事業が健康影響を与えるという認識に基づき、これら健康担当部局以外の政策を健康面から意思決定するた

めのメカニズムとしてHIAは有力である。

- 国内においてHIAを発展させることを目的とした際に、法制度化に固執せずに、公衆衛生の向上、民主主義的手段として、小さな事業や自治体の自主的な取り組みとを併行して進めていくことが望ましい。
- 国内においてHIAの実践可能な分野として、企業活動への適応は見込みがある分野と考えられる。

次年度の研究課題

- 保健医療分野におけるHIAの実践(地域医療計画や特定健診事業などの保健医療分野の政策・事業を対象に選定する)
- 企業活動におけるHIA実践例の普及・収集

環境アセスメント、戦略的環境アセスメントと Health Impact Assessment の統合に関する考察

産業医科大学 医学部 公衆衛生学教室 藤野善久

近年提唱されている Health Impact Assessment (HIA) の方法論について、その起源が環境アセスメントにあることは多くの資料から伺える。実際に、開発されている多くの HIA ガイドラインは、環境アセスメントのガイドラインと多くの共通点がある。また、環境分野においては既に多くの HIA 実践例がある。それらは、単独で HIA と実践されたものもあれば、環境アセスメントの一部として実施された例もある。本稿では、環境アセスメントと HIA における類似点、相違点について考察をする。

環境アセスメントと HIA の概念的関連

HIA は、政策、事業の計画段階から、それらによって生じうる健康影響を便益、不利益の両面から予測し、計画の適正化を行うための一連の手続きのことである。この発想は、広義の環境アセスメントの考え方と一致している。広義の環境アセスメントとして捉えると、環境アセスメントは、HIA を環境分野において部分的に実施したものとも見ることもできる。一方で、HIA は環境アセスメントを、環境分野以外に適応を拡大した考え方とも見ることもできる。しかしながら、現在では「環境アセスメント」と称した場合には、環境影響評価法などの法律で定義された事業について、手続きに沿って実施する狭義の「環境アセスメント」を指す場合が多い。その場合の環境アセスメントと HIA では多くの相違点がある（表 1）。

対象事業の選定

HIA では、提案された政策や事業が HIA の対象とすべきかどうかを検討するスクリーニングと呼ばれるステップから始る。このため、政策の分野、規模を問わずに HIA のスクリーニングの対象となる。一方で、環境アセスメントでは、

対象とすべき事業の種類、規模は法律によってリストアップされており、それらは必然的に環境アセスメントの対象となるが、リストアップされていない政策・事業は対象とならない。この問題については、著者が HIA の国際学会に参加した際に、HIA を仮に法律で義務化した場合には同じ問題が生じるであろう事を多くの研究者が指摘していた。

表 1 HIA と環境アセスメントの比較

	HIA	環境アセスメント
根拠	日本では法的義務無し (一部の国においては法的根拠あり)	法的根拠あり。 環境影響評価法など
対象	健康影響が考えられる全ての政策	法律で定義された事業のみ
実施段階	計画段階からの関与	計画が立案された後
計画の撤回	計画の撤回・修正あり	基本的には計画の撤回はない
意義	民主主義、公衆衛生の向上 持続的発展	事業の許認可
実施者	市民、学識者、行政	開発事業者、環境コンサルタント会社
対象となる健康影響	環境、保健衛生、経済、住宅、雇用、文化など。社会的健康規定要因を取り入れている。	大気環境、水環境、土壌環境、生態系などに関するポジティブリストに依ることが多い
使われる手法	公衆衛生、社会学、環境科学、など。量的、質的データ	毒性学、生態学、環境科学。量的データ

一方で、HIA には、HIA を適応する事業などについて法的な根拠はなく、市民、政

策担当者によって実行される例が多い。英国やタイなど一部の国を除いて、HIAの実施が法律などで義務化されている例は少ない。わが国においても、HIAを実施する根拠となる法制度は皆無である。例えば、タイにおいては、2007年に施行された National Health Act により、全ての事業について、住民（国民）は HIA の実施を要求する権利を有しているとされている。また、英国においては、都市計画法における許認可の制度として HIA の実施を要求することができる。例えば、Finningley 空港建設時には、都市計画法の 106 条協定と呼ばれる計画協定を締結する際に、行政当局が開発事業者に HIA の実施を求めた。

HIA, 環境アセスメントの実施の意義

HIA および環境アセスメントは、広義の意義においては共通点が多い。しかしながら、法的根拠によって実施される狭義の環境アセスメントにおいては、その意義は事業の許認可に矮小化されているとの批判もある。HIA においては、その意義として、民主主義、公平、持続的発展、根拠の倫理的活用と WHO の Gothenburg Paper において示されている。多くのガイドラインにおいて、これらは受け入れられているが、一方で、これらが HIA 実践上においては曖昧なために、行政の担当者などに HIA を実施する動機とならないという意見もある。

多くの場合、環境アセスメントのガイドラインにおいても、健康に関する考慮は共通して取り上げられている。欧州共同体アムステルダム条約の第 152 条において「**A high level of human health protection shall be ensured in the definition and implementation of all Community policies and activities.**」とされ、健康へのハイレベルでの取り組みが全ての政策や活動において実施されることを要求している。多くの HIA のガイドラインにおいては、このアムステルダム条約の理念を、HIA の根拠としている場合が多い。

健康規定要因

人々の健康を保護する上で、人々の健康及び健全性を改善する為のあらゆる機会を活用するという必要性の認識も高まっている。欧州連合アムステルダム条約第 152 条の条項では「高いレベルでの人間の健康保護は、全ての社会政策及び活動の定義及び実行において図られるべきである」と定めているのはこうした認識の

現われである。この事は、全政策分野にまたがって健康を考慮し、可能な場合、健康、健全性改善を促進する行動を統合する多セクターアプローチが、より広い政策、プログラムの一環であることを意味する。経済発展、農業、運輸、教育、住居及び社会サポートなどの政策分野は、一国の国民の健康を改善する上で、重要な貢献を成し得る。健康以外の政策分野が国民の健康改善に貢献し得る一方、健康を含む人的資本の改善行動への投資が、持続可能な経済発展及び、社会内の資本に貢献しえるという経済上のエビデンスも増大している。疾病は、経済的な不活発に帰することから、経済発展の障害となり得る。又、横たわる問題を是正する為に公的資源を消費する治療という点から、保健セクターに隠れたコストも振り替えられる。

EIAにおける健康の範囲

ほとんどのEIAの手続きでは、提案された開発が、生物の一種としてのヒトに及ぼす影響の評価を求めている。EIAにおいて健康がどの程度考慮されるかは、「ヒト」をどのように解釈するかで決まってくるというのが実際である。どのように解釈するかが開発事業者の裁量である場合、取り組みは法的準拠に見合うもので最小限の費用に抑えられている。イギリスでの調査では、健康の位置づけの低さが示されている。様々な開発部門を網羅する39のEISの再調査では、72%の報告書が人の健康を扱う章などを目次に載せていなかったことが分かった。また、49%の報告書が人の健康に対する潜在的な影響を全く含んでおらず、67%が特定の影響を受ける可能性のある人口の推定のために必要な十分な情報提供さえしなかった。人への健康影響は28%の報告書で適切に評価されていた。最近のEIAのハンドブックでは、健康がほとんど考慮されていない状況について、EUのEIA指針の文書に問題があると指摘している。そこでは、ヒトについての潜在的な健康影響の評価に必要なこととして、「社会経済的な影響や健康影響よりも人口統計学的な変化」について言及している。

ラッセル(Russel)とギャラガー(Gallagher)らはイギリスのEISにおける健康の位置づけの貧弱さを、また、アークイガラ(Arquiaga et al)らはアメリカのEISにおける健康の位置づけの貧弱さを指摘している。影響評価の効果の国際的な研究によって、より取り組みが必要とされている重要な領域は「社会的、健

健康面、および他の分野における影響を伴った環境影響の密接な統合」だと結論付けた。例えば、オランダの EIA 委員会は、1994 年より以前から、EIA を構成する要素の一つとして健康の重要性を理解していた。また、必要な場合には健康に関する事項が調査内容に含まれている。このように、世界の EIA において健康の位置づけは明らかに様々である。世界的に見ると EIA に健康面を含めることは、法で定めるという面では全く普及はしていない。

HIA における健康の範囲

健康影響アセスメントアプローチは、人間の健康の広い決定因子に根ざしている。これらは、個人及び国民の健康状態に影響する個人的、社会的、文化的、経済的及び環境的要因として定義される。年齢、性、人が受け継ぐ遺伝子など、健康に影響を当てる要因で変えられないものも有る。しかし、政策、事業、そしてそれらが実行される方法は、人々の健康及び健全性に対し、重要な影響を表す。健康影響を理解する為には、提案される政策、プログラムその他開発により影響を与えられ得る健康決定因子全てを考慮する必要がある。決定要因のうち、2つの広いグループがとりわけ重要であるが、つまり、生物物理的環境及び社会経済的環境である。

多くの健康決定因子は相互に関連しており、例えば貧困と教育のように、健康に影響する複数の要因が併行して存在する。HIA における体系的な性質により、健康影響には、幾つかのカテゴリーにより検討されることが勧められる。そうしたカテゴリーは、健康の決定因子である一連の間接的要因にまたがり、それを通じて、政策、事業による変化が人々の健康に影響を与え得る。用いられる正確なカテゴリー及びその構成要素は、提案される政策、プログラムその他開発の性質により、変わり得る為、異なる環境における健康影響アセスメントの適用では、十分な柔軟性を提供する。

環境影響評価と HIA の統合

国際的には、環境影響評価がより効果的に実施される方法として、HIA との統合が検討されつつあり、例えばイギリスにおいては、そのための指針が作られている。それらの指針において、環境影響評価における「健康」の認識も、疾

病から「well-being（健全な状態）」に変わりつつある。しかしながら、環境影響評価では狭義の環境的考察に基づくことがよくあり、間接的な健康影響についての評価は、例えそれが重要であっても環境影響評価では見過ごされる可能性がある。また、例え環境影響評価が実施されたとしても、評価項目の内容が事業者の裁量に委ねられると、経費面から、健康問題について適切に検討することを軽視され、最小限の環境影響評価が実施される恐れがある。

健康に関する事項を既存の環境影響評価と単純に統合することはいくつかの懸念がある。第一に、健康問題に対処できる能力を備えていない意思決定者によって環境影響評価が実施されてしまうことが考えられる。また、健康に関する専門家達が意思決定プロセスから取り残されることもある。

参考文献

British Medical Association. *Health and Environmental Impact Assessment: an Integrated Approach*. London: Earthscan publications, 1998.

Carroll B and Turpin T. *Environmental Impact Assessment Handbook*. London: Thomas Telford, 2002.

Council of the European Union. Council Directive 97/11/EC of 3 March 1997 amending Directive 85/337/EEC on the assessment of the effects of certain public and private projects on the environment. *Official Journal of the European Communities* 1997;40:5-14.

Russell SC and Gallagher E. *Health Issues in Environmental Impact Assessment in the UK*. 12th workshop: Reykjavik, Iceland, 14-18 May 1997 12th report: pp.73-86.

Arquiaga MC, Canter LW, and Nelson DI. Integration of health impact considerations in environmental impact studies. *Impact Assessment* 1994;12:175-197.

Tersteeg V. *Integration of Health Assessment in EIA*. 12th workshop: Reykjavik, Iceland, 14-18 May 1997., 12th report: pp.63-72.

Ahmad B, Hassan A, Birley MH, Fakhro K, and Alkuwari Z. Integrating health and environmental impact assessment in Bahrain: opportunities and challenges. In *Assessing the Impact of Impact Assessment-Impact Assessment for Informed Decision Making. 22nd Annual Conference of the International Association for Impact Assessment. 15-21 June 2002*. The Hague, Netherlands, 2002.

Irvine J. *Health in Environmental Impact Assessment*. 12th workshop: Reykjavik, Iceland, 14-18 May 1997., 12th report: pp.54-56.

Radnai A. *Consideration of Health Impacts in the Hungarian EIA Regulation*. 12th workshop: Reykjavik, Iceland, 14-18 May 1997., 12th report: pp.92-99.

Pavlickova K and Banska H. *Health Impact Assessment as an integral part of environmental impact assessment in the Slovak Republic*. 12th workshop: Reykjavik, Iceland, 14-18 May 1997. 12th report: pp.87-91.

Banken R. Public health in environmental assessments. In Porter AL and Fittipald JJ, (ed.), *Environmental Methods Review: Retooling Impact Assessment for the New Century*. Fargo: International Association for Impact Assessment, pp.247-253, 1998.

Health Impact Assessment の企業活動への応用に関する考察

産業医科大学医学部公衆衛生学教室 藤野善久

産業医科大学副学長・産業医実務研修センター所長 森晃爾

産業医科大学産業医実務研修センター 梶木繁之

はじめに

本稿では、今年度、HIA の新しい取り組みとして実施した「Health Impact Assessment の企業活動への応用」について、その研究成果を踏まえた概説を行う。

HIA とは

HIA とは、提案された政策・施策・事業に対して、健康に関する利益・不利益を広範囲に予測し、意思決定者に情報を伝えるとことで、政策の適正化を図り、負の健康影響を最小限にするとともに、健康上の便益を最大限にする試みである。これまでの HIA の取り組みとしては、主に環境面が中心であったが、近年は、都市計画、街づくり、地域開発といった分野に広がりつつある。実施主体も、従来は国家や自治体といった上位の機関がなんらかの制度的要求に基づいて実施されることが多かったが、近年は、より住民ベースや学識者などによるアカデミックベースでの HIA の取り組みも見られるようになりつつある。HIA に明確な定義はないものの概ね共通した定義がこれまで使われてきた。最近になり、HIA に必要な要素として、

- ・ 健康影響に関して未来を予測すること
- ・ 意思決定に働きかけること

の 2 点がより強調されるようになってきた。

HIA の企業活動への応用を至った経緯

研究班では、国内において HIA の試行が可能な領域について検討を始めた。HIA が制度として最も求められている領域としては、環境分野が筆頭に挙げ

られる。しかしながら、現在の環境影響評価は、環境影響評価法に基づき許認可のために実施されるという現実的な側面があり、事業者の負担に成りかねない広範囲の健康影響評価に関する記述は敬遠される傾向がある。このことは、研究班のみならず、環境影響評価に関わる専門家らの意見とも一致していた。

一方で、企業が行う様々な活動が、広範囲な健康規定要因に影響を及ぼすことは、これまでの知見から明らかであった。しかしながら、これまでの企業における取り組みは、主に環境配慮や、もしくは従業員の保健衛生や福利厚生として扱われることはあっても、企業活動全般に関して健康影響を予測し、適正化するためのメカニズムは存在してこなかった。また、研究班のメンバーは産業保健分野での経験が豊富であったため、研究の実施領域としてアクセスが容易であった。検討の結果、HIAの試行領域として、企業活動への応用を試みることに至った。

企業活動を対象とした理由

- ・ 企業活動は広範な健康規定要因と関与している
- ・ CSRや環境配慮の観点からHIAの考え方が受け入れられる見込みが持てた
- ・ 従来は労働衛生、環境分野以外の企業活動において、健康に配慮した企業施策を立案するための仕組みが必要である
- ・ 研究実施対象として研究班のアクセスが容易である

企業活動に関わる広範な健康規定要因（社会的健康規定要因）

多くのHIAにおいて、健康を身体的、精神的、および社会的な側面から定義されており、また、健康に影響する要因として、社会経済的要因を含めた広範囲な健康規定要因が採用されている。この社会的健康規定要因という観点から、企業活動の多くが健康影響を与えるとの認識が示された。健康影響を与え得る企業活動として、企業方針、経営戦略、組織形態、事業所の状況、人事・労務制度、福利厚生など様々な項目がリストアップされた。また、健康影響として、従来のHIAガイドライン等で示された要因（ライフスタイル、地域・社会的影響、住環境、経済的影響、サービス、マクロ経済、労働環境）とほぼ一致することが、ス

クリーニングの試行を通じて確認された。

部署間における意思疎通

従来、企業の保健医療スタッフは、労働者の健康管理および職場安全に関する保健・衛生に限定して、業務の裁量が任されていることが多い。一方で、企業活動によって惹起される健康影響が例え明かな場合であっても、それは担当部署があくまで経営の一環として取り扱っており、保健医療スタッフに意見を求めることは日常的には多くなかった。また、このような情報交換を企業内において促進するメカニズムはなく、統合されたツールも提示されてこなかった。

保健医療スタッフ側の視点からすると、従来の業務の裁量範囲であった労働衛生・保健に限らず、より企業の本体の活動に関して、専門的立場から積極的に意見を提供する機会と成り得る。一方、企業経営側からすると、経営戦略に沿った様々な企業施策に関して、広範囲な健康影響に関する情報を事前に提供を受ける仕組みができることで、企業施策をより円滑に実施するよう配慮することが可能となる。これは CSR（企業の社会的責任）の考えにも沿ったものである。その場合の健康影響とは、労働者のみが対象でなく、労働者の家族や関連事業者および地域住民への影響も含めたものであるため、従来の産業保健だけでは対応できなかった範囲の健康影響についても考慮する必要がある。このことから、HIA の活用は有用であると考えられた。

企業活動版 HIA ガイドラインの試用について

研究班では、保健医療専門職らを中心に、具体的事例を挙げてガイドラインの試用を実施した。始めに HIA の概念を簡単に説明した後に、ガイドラインに沿って、事案に対してのスクリーニングを行った。参加した保健医療職のメンバーからは、スクリーニングツール試用することメリットとして以下のことが挙げられた。

スクリーニングツールを利用するメリット

- ・ 事案に対して、従来は経験的に行っていたものが、体系的に整理できる。
- ・ 保健医療職としての経験が浅い者や人事・労務の担当者などが使っても広

範囲の健康影響が網羅できる。

- ・ 教育、研修ツールとしても有効である。
- ・ 部署間の意思疎通、情報提供を促すためのツールとして利用可能である。
- ・ 影響を受ける集団を把握、認識するのに有効である。
- ・ 企業活動の多くの事案に対して適応可能である。
- ・ 予測された健康影響について対策を提言できる。

スクリーニング事例1：海外工場開設事例

海外工場の開設事例のスクリーニングでは、主に影響を受ける集団として、「日本人・妻帯者」「現地住民」「日本在留家族」という集団に分けられた。また、健康影響を受ける要因として、労働環境に関わるものだけでなく、社会的・地域的影響やサービスに関する影響、およびマクロ経済、文化への影響が広範囲にスクリーニングされた。従来の産業保健的な発想だけでは、労働環境に関する安全・衛生や海外居住に関する影響を考慮することができても、現地周辺住民に与える生活様式への影響、経済的影響といったことまでを考慮し、担当部署間で認識を共有する機能は十分でなかった。一方で、近年、企業に求められる社会的責任や、企業施策を円滑に実施するためには、地域住民への配慮は不可欠である。この際に、住民が公衆衛生的配慮として何を求めているのかは、企業の担当者レベルのみで把握することは難しく、保健医療専門家らの関与が不可欠である。今回の試みでは、企業の施策の軸は、あくまで経営戦略にあるものの、保健医療職の意見がこの事業を円滑に進めるための有効な情報になると考えられた。

スクリーニング事例2：再雇用制度の導入

再雇用制度の導入における検討では、人事・労務的な検討が強調されるが、健康面からの考慮を必要とする場合も多い。人事・労務の担当者と保健医療スタッフとが認識を共有し、合意を得る方法として、一定のフォーマットに則ったツールの試用は、人事労務担当者から好意的に受け止められた。事前に予測される健康影響から、導入時に備えておくべき管理的な措置の提言も多く得られた。

HIA を企業活動に応用するメリットと課題

これらの検討を通して、HIA を企業活動に応用した場合のメリットと課題が明らかになった。企業活動において HIA を応用した場合、健康影響に関する未来を予測するという点では、HIA の構成要素を十分に満たしている。また、担当者・部署間の意思疎通のツールとしても特に有用であると期待される。企業においては、労働者の保健・衛生に限定して保健医療スタッフに裁量が与えられているために、保健医療スタッフが、企業施策に関わる機会が少ないことと、同時に、担当部署から保健医療担当部署の情報の流れも限られている。HIA というツールを用いることで、情報提供については促進されると考えられる。一方で、この試みが本来の HIA となるためには、実際に、これらの作業を通じて企業施策の意思決定に影響を与える必用があるが、現時点では、HIA の認識、理解共にほとんど普及していない現状を鑑みると、今後の課題と言える。

HIA を企業活動に応用した場合のメリット

- ・ 企業活動全般において健康影響を考慮することが可能
- ・ 企業内のそれぞれの担当者、経営者および保健医療スタッフとで共通の枠組みの中での意思疎通が図れる
- ・ 労働者、家族、関連企業、周辺住民、地域といった広範囲な利害関係者の視点からの健康影響が考慮できる
- ・ CSR の新しい取り組みとして効果的な活動が期待できる

HIA を企業活動に応用する場合の課題

- ・ HIA の考え方が普及していない
- ・ 保健医療スタッフが実施するとした場合、保健医療スタッフの企業内での立場、権限、裁量によるところが大きい。
- ・ 費用に関する分析が必要な場合も多い
- ・ HIA の情報が企業施策の意思決定に実際にどのような影響を与えるかについては事例の蓄積が必用である

II 分担研究報告

1) 環境影響評価と Health Impact Assessment

2) Health Impact Assessmentの企業活動への応用